

令和7年12月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

香南市長 濱田 豪太

|                   |  |
|-------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 香南市<br>(39211)   |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 山北地区<br>(小島、正光、西光、東吉次、西吉次、池ノ本、有岡、安弘、鎌井谷、惣田四坊、赤尾、笠原、前田上、前田中、前田下、遠崎) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年12月22日<br>(第4回)  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区の主な作物: 水稻、ミカン、オクラ

## &lt;地域農業の現状&gt;

- ・農業者の高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念される。
- ・園地が傾斜地、園内道が整備されていない等、条件が悪い園地では、後継者がいない。
- ・当地区で活動する法人(ミカン栽培)においては、地域おこし協力隊を受け入れ、地域の新たな担い手として育成に取り組んでいる。また、離農者の園地を借り受ける等、耕作放棄地の発生抑止に努めている。

## &lt;地域農業の課題&gt;

- ・離農者に対して、後継者が少ない。
- ・園地内の農道が整備されていない耕作不適地は、借り手がない。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

当地区で活動する法人においては、今後も地域の新たな担い手の育成及び耕作放棄地の発生抑止に取り組んでいただく。また、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、農地を利用していく体制の構築を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積                       | 174.9 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 174.9 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha       |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|  |
|--|
| (1) 農用地の集積、集約化の方針  |
| 農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者への農地集積を進めるとともに、農用地の団地面積の拡大を進める。   |
| (2) 農地中間管理機構の活用方針  |
| 農地中間管理機構からの広報を通じて貸し借りのメリットについて知ってもらう。これにより、地域の農地の貸し借りには農地中間管理機構を活用、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図る。 |
| (3) 基盤整備事業への取組方針   |
| 事業要望の聞き取りを行い、必要に応じて農地耕作条件改善事業等の活用を検討する。  |
| (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針  |
| 地域内外から、多様な経営体を募集し、意向を踏まえながら担い手として育成するため、市、JA及び農業振興センター等によるサポートチームにより、就農等の相談から定着まで継続して支援する。       |
| (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針   |
| 特になし。  |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|   |                                      |                                  |                                   |  |
|---|--------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> ⑩その他            |

【選択した上記の取組方針】

①有害獣(シカ・イノシシ・タヌキ・アナグマ・ハクビシン)の被害が拡大しないよう侵入防止柵を設置している。また、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築している。  
 ⑤ミカン栽培において、農作業の省力化を図るため、作業性のよい水田等への改植を行っている。併せて、マルチ栽培も検討する。